**工事請負契約書**

第１条　発注者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者

　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、**四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金**の交付を受けて甲が行う高度処理型合併処理浄化槽の設置工事に関して、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　この契約は、次に掲げる工事に適用される。

　工事の場所　　　千葉県四街道市

　工事の期間　　　　　　　　年　　　月　　　日　から　　　　　　年　　　月　　　日　まで

　〔設置する浄化槽〕

　　　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１号に規定する浄化槽で、同法第４条第１項に規定する技術上の基準に適合し、かつ、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３５条第１項の規定に適合するところの、別添する図面及び仕様書に係る高度処理型合併処理浄化槽

　〔工事の請負代金及び支払金額〕

　　　金額　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　支払方法　　１　現金　　　　２　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

第３条　乙は、この契約と別添する図面及び仕様書に基づき、前条に規定する工事の期間内に工事を完成させ、契約の目的物を甲に引渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金の全額の支払を完了する。

第４条　乙は、この契約に係る工事について、浄化槽法第２９条第３項に従い浄化槽設備士

　　　　　　　　　　に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第５条　甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

第６条　乙は、この契約の履行について、工事の全部又は一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第７条　乙は、浄化槽法第４条第５項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び四街道市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第８条　甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを乙に対し求めることができる。この場合において、工事の請負代金の金額又は工事の期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

第９条　乙は、乙の責めに帰することのできない事由により工事の期間内に工事を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工事の期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して別に定める。

第10条　工事の完成及び引渡しまでに工事の目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の内、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。

第11条　乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の義務を負う。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がその義務を負うものとする。

第12条　乙は、四街道市が定める四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条　甲は、工事が本契約の規定又は第７条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその部分の補修を請求することができる。

２　甲は、浄化槽法第７条に規定する水質に関する検査を受け、その検査の結果浄化槽の工事について改善の指摘を受けたときは、乙に対し、相当の期限を定めてその部分の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

３　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

第14条　前条に定める補修又は損害賠償の請求については、引渡し後５年以内に行わなければならない。

第15条　次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きも要さずこの契約を解除することができる。

（１）　浄化槽の設置等の届出その他必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

（２）　工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される部分が発見されたとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために要した費用及び甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条　甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙が契約に違反したことによりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手続きも要さずこの契約を解除することができる。この場合、甲は自らが被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条　次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きも要さずこの契約を解除することができる。

（１）　第８条に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責めに帰すべき事由により工事着手が延期された場合に、工事の一時中止又は工事着手の延期の状態が10日以上継続したとき。

（２）　甲が工事の請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、又は工事の請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

（３）　甲が契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めるとき。

第18条　乙の責めに帰すべき事由により、工事の期間内（工事が変更された場合は、変更後の工事の期間内）に工事の目的物を引渡すことができないときは、甲は遅滞１日につき工事の請負代金の

　の違約金を請求することができる。

２　甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払期日の翌日から支払が完了する日まで日歩　　　銭の割合による遅滞利息を乙に支払うものとする。

第19条　この契約書に定めのないことについては、必要に応じて甲乙協議のうえ別に定める。

　以上、契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（浄化槽工事業の登録番号又は届出番号）　登録番号　千葉県知事（登‐　　）第　　　　　号

届出番号　千葉県知事（届‐　　）第　　　　　号